

令和9年度  
国に対する提案事項

## 令和9年度 国に対する提案事項

### 【提案事項数】

分野	新規	一部新規	継続	計
結婚・子育ての希望がかなう社会の実現	0	2	2	4
女性・若者の還流・定着と人口減少対策	0	1	2	3
南海トラフ地震等への備え	0	1	7	8
地方分権改革の推進	0	1	1	2
夢を育む教育県岡山の推進	0	0	1	1
地域を支える産業の振興	1	5	4	10
安心して豊かさが実感できる地域の創造	1	7	21	29
計	2	17	38	57

※「新規・継続別」の空欄は「継続」を表す。

※「制度・予算別」の欄は提案内容が制度創設・拡充等を求めるものと予算措置を求めるものを表す。

### 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現（少子化対策の推進）

新規・継続別	提案事項	制度・予算別	県部局
一部新	1 少子化対策としての結婚支援の推進	制度・予算	子ども・福祉部
	2 安全に産み、安心して育てるための医療・母子保健体制の充実	制度・予算	保健医療部
一部新	3 子育て支援の推進	制度・予算	県・保・子
	4 保育人材の確保	制度・予算	子ども・福祉部

### 女性・若者の還流・定着と人口減少対策

新規・継続別	提案事項	制度・予算別	県部局
一部新	5 女性の活躍推進	制度・予算	県生・産労
	6 東京一極集中の是正	制度・予算	総政・産労
	7 外国人材の円滑な受入れの支援	制度・予算	県・子・産

### 南海トラフ地震等への備え

新規・継続別	提案事項	制度・予算別	県部局
一部新	8 自然災害の教訓を踏まえた防災力の強化	制度・予算	知事直轄
	9 安全・安心な土木施設の耐震化等の整備推進	制度・予算	土木・保医
	10 国営造成施設の安全性確保	予算	農林水産部
	11 医療施設の耐震化などの促進	制度・予算	保健医療部
	12 住宅の耐震化促進	制度・予算	土木部
	13 災害時における要配慮者への対応の強化	制度・予算	子ども・福祉部
	14 災害対策用装備資機材の整備充実	予算	警察本部

	15 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の充実	制度	知事直轄
--	---------------------------------	----	------

### 地方分権改革の推進

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	16 地方分権改革の推進	制度・予算	総政・産労
	17 地方税財源の充実強化	制度・予算	総政・総務

### 夢を育む教育県岡山の推進

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
	18 教育の振興	制度・予算	教育委員会

### 地域を支える産業の振興

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	19 中小企業・小規模事業者等への支援の強化	制度・予算	産業労働部
	20 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実・強化	制度・予算	産業労働部
一部新	21 水島港の整備促進	予算	土 木 部
一部新	22 高規格道路の整備促進	予算	土 木 部
一部新	23 岡山桃太郎空港の機能強化及び老朽化対策	予算	県民生活部
	24 森林整備法人に対する支援の充実	制度・予算	農林水産部
	25 酪農経営安定に係る支援	制度・予算	農林水産部
一部新	26 家畜伝染病防疫体制の充実・強化	制度・予算	農林水産部
新 規	27 カキ養殖における安定生産の確保	制度・予算	農林水産部
一部新	28 社会資本整備の推進	予算	農水・土木

### 安心で豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	29 医療提供体制の充実	制度・予算	保健医療部
一部新	30 高齢者・障害者支援対策の推進	制度・予算	子ども・福祉部
	31 福祉・介護人材の確保	制度・予算	子ども・福祉部
	32 子宮頸がん予防	制度	保健医療部
	33 受動喫煙防止対策の強化	制度・予算	保健医療部
	34 ハンセン病問題対策の推進	制度	保健医療部
一部新	35 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進	制度・予算	子ども・福祉部
	36 消防学校施設等の整備に係る財源確保	制度・予算	知事直轄
	37 治水及び高潮・津波対策事業の推進	予算	土 木 部
	38 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進	予算	土 木 部
一部新	39 空き家対策の推進	制度・予算	土 木 部
一部新	40 岡南飛行場の施設整備の推進	制度・予算	県民生活部
	41 警察基盤の整備充実	予算	警察本部

一部新	42	デジタル社会の推進	制度・予算	総務部
	43	地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	制度・予算	県民生活部
	44	中山間・離島地域等の振興	予算	県民生活部
	45	消費生活相談体制等の充実・強化	予算	県民生活部
	46	電源三法交付金の交付延長等	予算	県・環・産
	47	地域スポーツ体制の整備	制度・予算	環境文化部
	48	電気自動車等の普及促進	制度	環境文化部
	49	瀬戸内法に基づく許可手続の見直し	制度	環境文化部
	50	海ごみ対策の推進	制度・予算	環境文化部
	51	児島湖及び周辺環境保全対策の推進	制度・予算	環文・土木
	52	フロン排出抑制対策の推進	制度	環境文化部
	53	廃棄物の適正処理	制度・予算	環境文化部
	54	ヒアリ等特定外来生物対策の推進	制度・予算	環境文化部
一部新	55	鳥獣被害防止対策等の充実・強化	予算	農林水産部
	56	花粉発生源対策の推進	制度・予算	農林水産部
新規	57	林野火災跡地の早期復旧	予算	農林水産部

# 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現（少子化対策の推進）

新・経別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>1 少子化対策としての結婚支援の推進</b></p> <p>(1) 結婚の希望をかなえる支援の強化  出生数増への転換に向けた有効策の一つである「結婚支援」について、恋活・婚活事業者との連携や、若い世代の結婚を応援する企業風土の醸成など、地域の実情を踏まえながら取り組む地方の積極的な施策展開を、国としても、引き続き、柔軟かつ幅広く支援すること。</p> <p>(2) ライフデザイン支援の取組強化  若い世代が、自らが希望し選択する将来設計について考えることは重要であることから、国において若い世代に対する意識啓発を行うとともに、企業や学校、地域が積極的にライフデザイン支援に取り組むよう、その重要性の周知に努めること。  また、企業や高等教育機関が行うライフデザイン支援の取組を積極的に支援すること。</p> <p>(3) 若い世代に向けた情報発信  若い世代が結婚や出産・子育てを前向きに捉えられるよう、国による戦略的な情報発信を積極的に実施すること。</p> <p>(4) 少子化対策にかかる長期的・安定的な財政措置  少子化対策の多くを担う地方自治体が、地域の実情やニーズに応じたきめ細かな施策を継続的に展開できるよう、柔軟に対応できる長期的・安定的な財政措置を講じること。</p>	<p>こども家庭庁  文部科学省</p>	<p>子ども・福祉部</p>
<p>一部新</p>	<p><b>2 安全に産み、安心して育てるための医療・母子保健体制の充実</b></p> <p><b>一部新</b> (1) 周産期・小児医療提供体制の確保  出産を望むすべての人が妊娠期から子育て期を通じ、良質な医療サービスが受けられるよう、産婦人科医及び小児科医の確保に向けた実効性のある対策を講じること。  また、産科及び小児科医療機関の経営の安定化を図る財政支援措置を創設するなど、地域で必要とされる周産期・小児医療提供体制を確保するための支援を拡充すること。</p> <p>(2) 遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の拡充  地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地に関わらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現することを目的として、令和6(2024)年度から新設された標記補助事業について、より使いやすい制度となるよう、補助要件の見直しを行うこと。</p> <p>(3) 産後ケア事業における利便性の向上と補助制度の充実  心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、里帰り出産時等の利用も踏まえ、産婦が全国どこからでも簡易な手順で産後ケアの利用申請等ができるよう、申請・予約等を迅速・円滑に行うことができる全国統一のシステムを構築するなど、自治体の支援を行うこと。</p>	<p>厚生労働省  こども家庭庁</p>	<p>保健医療部</p>

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	また、低料金で利用できるよう国の補助制度のさらなる充実を図ること。		
	<p><b>3 子育て支援の推進</b></p> <p>(1) 若い世代の安定した雇用・所得の確保等 若い世代が男女ともに、経済的な不安を感じることなく、子育てと仕事を両立でき、それぞれの希望に応じたキャリア形成を行えるよう、安定した雇用・所得の確保と、関連する制度等の一層の充実・強化を図ること。</p> <p>(2) 子育てと仕事が両立しやすい環境整備 子育てと仕事が両立しやすい職場環境づくりに向けた、男性の育児休業取得促進の取組や経営者等への意識啓発のほか、男女がともに協力して子育てをする「共育て」の推進など、地方の積極的な取組を支援すること。</p> <p>(3) 子育て世帯への経済的支援 保育や医療に係る子育て世帯への経済的支援など、全国一律で行うべき施策については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めた財源措置を講じた上で、国において実施すること。</p> <p>(4) 子育て支援にかかる長期的・安定的な財政措置 子育て支援の多くを担う地方自治体が、地域の実情やニーズに応じたきめ細かな施策を継続的に展開できるよう、柔軟に対応できる長期的・安定的な財政措置を講じること。</p>	こども家庭庁 内閣府	県民生活部 保健医療部 子ども・福祉部
一部新	<p><b>4 保育人材の確保</b></p> <p>(1) 保育士のさらなる処遇改善 公定価格の引上げや加算の充実による保育士のさらなる処遇改善を図るとともに、公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格を細分化するなど、経験年数や役職等に応じた保育士の給与水準を明確に示すこと。</p> <p>(2) 保育士の確保 地方の創意工夫により様々な角度から保育人材の確保に取り組むことができるよう、より柔軟で幅広い財政支援等を講じること。また、保育士養成施設への支援を行うこと。</p> <p>(3) 保育の質の向上や多様な保育ニーズへの対応 保育士配置基準の見直しなど、保育の質の向上や多様な保育ニーズへの対応を図る対策については、保育人材の確保を前提に進めること。 また、そうした対策の実施にあたっては、地方の意見を踏まえるとともに、経過措置を設けるなど保育現場の負担等を十分考慮すること。</p> <p><b>新</b>(4) こども誰でも通園制度の実施に対する財政措置 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）については、市町村や施設が柔軟かつ円滑に実施できるよう、運営に必要な財政措置を行うこと。 また、事業実施の中で明らかになる課題については、現場の意見を踏まえ、改善を行うこと。</p>	こども家庭庁	子ども・福祉部

新・継別	令和 9 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>新(5) 地域限定保育士制度の実施に対する財政措置 地域限定保育士制度について、円滑に試験を実施することができるよう、必要な財政措置を行うこと。</p> <p>新(6) 保育士試験、資格登録の国による実施 国家資格である保育士試験の実施や資格登録を国が行うこと。</p> <p>(7) 保育所・保育士等の在り方の方向性の示唆 今後の保育ニーズ等を見通し、令和 3 (2021) 年度の国の検討会取りまとめを基にさらに議論を深め、将来を見据えた保育所・保育士等の在り方の具体的な方向性を明確に示すこと。</p>		

# 女性・若者の還流・定着と人口減少対策

新・総別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>5 女性の活躍推進</b></p> <p>(1) 女性活躍企業の拡大</p> <p>① 女性活躍の拡大に向けたさらなる気運醸成並びに環境整備 女性の就業継続、職域拡大や管理職登用を進めるため、 様々な広報媒体を通じ、効果的な啓発、経済界への働きかけ を行い、社会全体でのさらなる気運醸成に取り組むととも に、中小企業等における多様で柔軟な働き方の導入や、 職場環境の整備等への財政支援を強化すること。</p> <p>② 経営者等への意識啓発 企業等における女性活躍を推進するため、現状、男性が 多くを占める経営者等への意識啓発を図る地方の積極的な 取組を支援するとともに、国においても女性の登用や男女 ともに働きやすい職場環境づくりを加速するため、経営者 等の意識改革につながる気運醸成の取組を強化すること。</p> <p>(2) 男女共同参画推進拠点の機能強化 女性が活躍できる地域づくりの推進拠点となる男女共同参 画センターの機能強化を図る取組を積極的に支援すること。</p>	<p>内閣府 厚生労働省 経済産業省 中小企業庁</p>	<p>県民生活部 産業労働部</p>
	<p><b>6 東京一極集中の是正</b></p> <p>東京への人口や諸機能の過度の集中は、地方の過疎化や地域 産業の衰退等を招くだけでなく、少子化の要因の一つにもなっ ており、地方創生の実現に向け、引き続き、東京一極集中の是 正を進めていく必要がある。</p> <p>また、感染症の大規模な拡大や首都直下地震といった事象に より、直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会 全体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生 を防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関の地方移転 の取組を強化するとともに、新設される「防災庁」の地方機関 については、災害リスクの低さや広域連携における利便性など も踏まえて検討すること。</p> <p>併せて、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、東 京と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じ ること。</p>	<p>内閣官房 内閣府 財務省</p>	<p>総合政策局 産業労働部</p>
<p>一部新</p>	<p><b>7 外国人材の円滑な受入れの支援</b></p> <p>(1) 育成就労制度等の十分な情報発信等 現行の技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実 現するため、新制度及び特定技能制度の内容や手続等につい て十分な情報発信・相談対応を実施すること。</p> <p><b>一部新</b>(2) 企業等と外国人材とのマッチングの充実等 企業や介護・福祉事業者等と外国人材とのマッチングの充 実を図ること。 外国人材の受入れについては、育成就労制度の創設後も特 定の地域に偏在することがないように、実効性のある施策を行 うとともに、周知から施行までの間、十分な準備時間を設け、 周知にあたっては、事業者等に対して正確でわかりやすい説 明に配慮すること。</p>	<p>厚生労働省 出入国在留管理庁 経済産業省 文部科学省</p>	<p>県民生活部 子ども・福祉部 産業労働部</p>

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>また、育成就労制度以外の外国人材についても、特定の地域に偏在することがないように、対策を講じること。</p> <p><b>新</b>(3) 外国人介護・福祉人材の定着のための支援の拡充 外国人材の定着のため、家賃補助等の居住支援について、十分な予算確保及び支援の拡充を行うこと。</p> <p>(4) 外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会づくりの推進 在留外国人のコミュニケーション支援のため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金や外国人受入環境整備交付金について、必要額に不足が生じないように、十分な予算確保及び支援の拡充を行うこと。また、在留外国人支援のための先進的な施策に対し、必要な財政支援を講じること。</p>		

## 南海トラフ地震等への備え

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>8 自然災害の教訓を踏まえた防災力の強化</b></p> <p>(1) 自治体における防災DXの取組            現在、各自治体が独自に構築し、運用中の総合防災情報システムなど防災関係システムは、全国で共通的に運用することが効率的であることから、新物資システム（B-PLo）と同様に、国が主導して地方の意見を聞いた上で、全国統一のシステムを構築し、導入を進めること。            なお、防災DXの取組に対しては、地方に過度な財政負担とならないよう継続的かつ十分な財政支援を行うこと。</p> <p>(2) 避難所環境改善            国は、各自治体における災害用備蓄物資の備蓄促進に向けて、備蓄及び管理等に関する方針の整理・検討を行っているが、各自治体が南海トラフ地震など大規模災害に備えて、避難所における生活環境の改善を計画的かつ着実に実施するには財政負担が大きいことから、継続的な支援を行うこと。</p>	内閣府 総務省 消防庁	知事直轄
	<p><b>9 安全・安心な土木施設の耐震化等の整備推進</b></p> <p>南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震や津波などから県民の生命・財産・暮らしを守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。</p> <p>(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策            堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>(2) 道路の防災対策            緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震補強を推進するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>(3) 上下水道の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を推進するため、十分な予算を確保すること。</li> <li>・ 上下水道の基盤強化を支援するため、採択要件を緩和するとともに、十分な予算を確保すること。また、水道事業において交付率を一律1/2へ引き上げること。</li> </ul>	内閣官房 内閣府 国土交通省	土木部 保健医療部
	<p><b>10 国営造成施設の安全性確保</b></p> <p>(1) 長寿命化対策の推進            県内に存する国営造成施設について、老朽化が進行している施設の効率的かつ最適な規模での長寿命化対策を推進すること。</p> <p>(2) 事業進度の加速化            児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。</p>	農林水産省	農林水産部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>11 医療施設の耐震化などの促進</b></p> <p>医療施設の耐震化などの災害医療対策をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（医療施設等耐震整備、非常用自家発電設備・給水設備整備）の補助基準額を引き上げること。</p> <p>また、1医療機関当たりとされた非常用自家発電設備・給水設備整備の補助基準額を従前どおり1か所当たりとすること。</p>	厚生労働省	保健医療部
	<p><b>12 住宅の耐震化促進</b></p> <p>南海トラフ地震等の大規模な地震発生時の人的・物的被害を軽減するためには、住宅の耐震化が喫緊の課題であるが、所有者による耐震改修費用の負担が大きいことが耐震化を進める障害となっている。</p> <p>資力不足等により本格的な耐震改修を行うことができない場合の方策として、耐震シェルター等の命を守る観点からリスクを低減するための方策の普及を図るため、国において安全基準の策定や当該基準に適合する製品の認定などの必要な措置を講じること。</p>	国土交通省	土木部
<p>一部新</p>	<p><b>13 災害時における要配慮者への対応の強化</b></p> <p><b>一部新</b>(1) 介護・福祉専門職の広域派遣の仕組みの見直し</p> <p>被災都道府県に対する介護職員等の広域派遣について、災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣の仕組みを核としながら、派遣元となる社会福祉施設等が円滑に協力できるよう、一元的な派遣の仕組みの在り方を見直すこと。</p> <p>併せて、派遣先や活動内容の整理、財政支援の拡充等を図ること。</p> <p>また、災害時における、DWA Tによる避難者への直接の福祉サービス提供以外についても、災害救助費の対象とすること。</p> <p><b>新</b>(2) 福祉避難所の体制整備への支援</p> <p>指定福祉避難所以外の協定による福祉避難所の機材等の備蓄について、施設の負担とするのではなく、市町村において実施できるよう、必要な財政支援を講じること。</p>	厚生労働省 内閣府	子ども・福祉部
	<p><b>14 災害対策用装備資機材の整備充実</b></p> <p>(1) 災害対策用車両等の整備充実</p> <p>大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両、レスキューボート及び人命救助用電磁波探査装置の整備充実を図ること。</p> <p>(2) 信号機電源付加装置等の整備充実</p> <p>災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。</p>	警察庁	警察本部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>15 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の充実</b></p> <p>陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制を充実すること。</p>	防衛省	知事直轄

## 地方分権改革の推進

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>16 地方分権改革の推進</b></p> <p>(1) 地方分権改革の推進 地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、さらなる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。</p> <p>(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築 農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。 特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。</p>	内閣府 農林水産省	総合政策局 産業労働部
一部新	<p><b>17 地方税財源の充実強化</b></p> <p>(1) 地方一般財源総額の確保等</p> <p>① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の増加、地方創生・人口減少対策、少子化対策・子育て支援、防災・減災事業、公共施設等の老朽化対策、物価高騰や賃上げによる地方の財政需要の増加分や、地域経済の動向、定年引上げによる影響等を適切に反映した地方歳出を地方財政計画に計上すること。 その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。なお、軽油引取税等の当分の間税率などの廃止に伴う減収や、いわゆる教育無償化に係る財源については、国の責任において、今後の安定財源を確実に確保すること。</p> <p>② 臨時財政対策債の新規発行額ゼロの継続や、地方交付税の法定率の引上げにより、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、後年度に財源措置するとした元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。</p>	内閣官房 内閣府 総務省 財務省	総合政策局 総務部

新・継別	令和 9 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p><b>新</b> ③ 税源が一部の地域に集中する状況が続き、財政力格差や行政サービスの地域間格差が生じている現状を踏まえ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた追加的な措置を検討すること。とりわけ、大法人の本店が東京へ集中していることや東京のみに納税する法人が増えていることを踏まえ、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、東京と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。</p> <p>(2) 地方創生の推進のための財源確保等</p> <p>地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生の推進に関する交付金について十分な予算措置を継続すること。</p> <p>併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。</p>		

# 夢を育む教育県岡山の推進

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>18 教育の振興</b></p> <p>(1) きめ細かな教育の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学校における教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充を含め、学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うため、基礎定数の改善や教員加配の拡充を図ること。</li> <li>② 中学校の学級編制の標準を35人に引き下げることに伴い、連動して、必要十分な教員配置ができるよう措置すること。</li> <li>③ 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置の拡充やコーディネーターの配置に係る財政措置を講じること。</li> <li>④ 食に関する指導と給食管理の充実を図るため、栄養教諭等の基礎定数の改善を図るとともに、食の指導に関する教員加配の拡充を図ること。</li> <li>⑤ 令和6(2024)年度から制度化された、高等学校における不登校生徒を対象とした遠隔授業の実施については、支援員等の人的配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。</li> <li>⑥ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。</li> <li>⑦ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、必要な定数措置を行うこと。</li> <li>⑧ 特別支援学校におけるスクールバスの安定した運行体制を確保するため、地方財政措置のさらなる充実を行うこと。</li> </ul> <p>(2) 学校ICT環境の整備推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① ICT支援員(情報通信技術支援員)の配置拡大に向け、地方財政措置のさらなる充実を行うこと。</li> <li>② GIGAスクール構想を推進するため、校内・校外の通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費や更新時の経費、ネットワークの増強、通信量増大に係る経費について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うこと。</li> <li>③ 校務DXにおける校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化やダッシュボード機能といった、新たな要素に係る経費について、県域での共同調達・共同利用に係る経費を含めた継続的かつ十分な財政措置を講じること。</li> </ul> <p>(3) 学校における働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教員を取り巻く環境改善のため、現場の実態に即した定数改善や、教員の職務や勤務の状況に応じたさらなる処遇改善を進めること。</li> </ul>	文部科学省	教育委員会

新・継別	令和 9 年度 提案事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、補充学習への支援員、教員業務支援員、学校問題解決支援コーディネーターなどの外部人材の配置について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図ること。</p> <p>③ 教員の長時間労働の解消のため、デジタル採点システムや、保護者への連絡システム等校務の I C T 化につながる環境整備を対象とした補助制度の一層の拡充を図ること。</p> <p>(4) 総合的な不登校対策の取組の推進            新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組及び不登校の児童生徒全ての学びの場の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成・確保や配置の拡充に係る財政措置の充実を図ること。また、既に設置しているものも含めた校内外の教育支援センターやオンライン上の居場所の整備・充実に向け、教員の加配措置を含む人的配置及び財政支援について、十分な措置を講ずること。</p> <p>(5) 公立学校施設及び設備の整備            公立学校施設の老朽化対策や避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。</p> <p>① 小中学校及び特別支援学校の長寿命化改修やバリアフリー化、洋式トイレ、空調設備（教室、体育館等）など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和</p> <p>② 高等学校施設設備の整備も小中学校等と同様に補助対象化</p>		

## 地域を支える産業の振興

新・経別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>19 中小企業・小規模事業者等への支援の強化</b></p> <p>(1) 生産性の向上等に取り組む事業者への支援            中小企業・小規模事業者等を取り巻く経営環境は大きく変動しており、従来のビジネスモデルでは事業の持続的な発展が困難な状況となっていることから、生産性の向上、新分野への進出、業種の転換等、先を見据えた事業構造の変革に積極的に取り組む事業者に対する支援を強化すること。</p> <p>(2) 取引適正化及び資金繰りの支援            長引く物価高や人件費の増加等により、コスト負担の面から中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されていることから、適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化すること。</p> <p>また、物価高等の影響を受けて厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、新規融資や条件変更、借換需要等に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も要請を継続すること。</p>	内閣府 経済産業省 中小企業庁	産業労働部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部新</div>	<p><b>20 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実・強化</b></p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">新</span>(1) 産業構造の転換に向けた支援の充実・強化            本県産業の中核である水島コンビナートが、引き続き、我が国の産業発展に大きく貢献できるよう、コンビナートの強みを生かした新たな成長分野の育成など、より厚みのある産業構造への転換に向けた取組に対し、支援の充実・強化を図ること。</p> <p>(2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援の充実・強化            エネルギー・素材産業の集積地である水島コンビナートのカーボンニュートラルが実現し、国際的なカーボンニュートラルの実現に貢献するコンビナートとなるよう、立地企業の設備投資や技術開発等に対する支援の充実・強化を図ること。</p> <p>① 水素等のサプライチェーン構築に向けた供給拠点等のインフラ整備及び既存原燃料との価格差への支援の充実・強化を図ること。また、令和13(2031)年度以降の支援施策について、早期に明確化すること。</p> <p>② カーボンリサイクル技術の確立と回収したCO<sub>2</sub>の共同利用を可能とする炭素循環プロセスの構築、回収・貯蔵等の共用設備整備への支援の充実・強化を図ること。</p> <p>③ 脱炭素エネルギーや原料を用いた環境の下で生産・供給する電動車、高機能電磁鋼板、機能性樹脂などの製品・素材拠点の構築に向け、①②に並行して行う既存設備の有効活用や転換、実証実験等について、財政上、税制上の支援の充実・強化を図ること。</p>	総務省 消防庁 経済産業省 資源エネルギー庁	産業労働部

新・継別	令和 9 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>(3) 電力需要の増加に向けた送電網等の増強            グリーントランスフォーメーション（GX）等の進展による将来の電力需要増加を見据え、タイムリーな電力供給が可能となるよう地内基幹系統、地域間連系線等の増強に向けた整備の促進を図ること。</p>		
	<p><b>21 水島港の整備促進</b></p> <p>(1) 船舶の大型化に対応した港湾施設の整備促進            塩生埠頭の棧橋整備や水島東航路、玉島東航路の増深など、船舶の大型化に対応した港湾施設を早期に整備すること。</p> <p>(2) 備讃瀬戸航路の整備促進            備讃瀬戸航路の航行環境改善に向けた整備を促進すること。</p>	国土交通省	土 木 部
一部新	<p><b>22 高規格道路の整備促進</b></p> <p>中四国における広域交通網のクロスポイントに位置し、優れた産業集積を有するなど、本県の強みを生かした持続的な発展の基盤づくりを推進するため、地域間の連携・交流を強化する高規格道路の整備を促進すること。</p> <p>(1) 岡山倉敷道路〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 2 号岡山倉敷立体（I 期）の整備促進及び早島町～倉敷市間の未事業化区間の早期事業化</li> </ul> <p>(2) 倉敷福山道路〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 2 号笠岡バイパスの 1 日も早い完成に向けた整備促進</li> <li>・国道 2 号福山道路（笠岡西～長和）の整備促進</li> </ul> <p>(3) 空港津山道路〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 53 号津山南道路の整備促進</li> <li>・未着手区間の迅速かつ効果的な整備に向け、まずは岡山市北区菅野～北区御津宇垣間の早期事業化</li> </ul> <p><b>一部新</b>(4) 岡山環状道路等〔国・岡山市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 180 号岡山西バイパス（西長瀬～檜津）の整備促進及び未事業化区間（岡山市南区古新田～北区西長瀬）の早期事業化</li> <li>・国道 180 号総社・一宮バイパスの整備促進</li> <li>・主要地方道岡山赤穂線（岡山市中区中井～東区宍甘）の整備促進のための予算確保</li> </ul> <p>(5) 美作岡山道路〔県・岡山市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉井 I C～湯郷温泉 I C 間の整備推進のための予算確保</li> <li>・瀬戸 J C T 部の整備促進のための予算確保</li> </ul> <p>(6) 中国横断自動車道岡山西米子線〔西日本高速道路（株）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賀陽 I C～北房 J C T 間の早期全線 4 車線化</li> </ul>	国土交通省	土 木 部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p><b>23 岡山桃太郎空港の機能強化及び老朽化対策</b></p> <p>(1) 岡山桃太郎空港の機能強化</p> <p>① 補助制度の拡充 国管理の拠点空港に準ずる乗降客数の地方管理空港について、訪日外国人旅行者の受入拡大等に向けた旅客ターミナルビルの機能強化を支援する補助制度を拡充すること。</p> <p><b>新</b> ② C I Q施設の機能強化 県が実施する空港機能強化にあたり、税関、出入国管理、検疫、防疫の各施設の充実を図るための準備・運営が円滑に進むよう、配意いただくこと。</p> <p>(2) 岡山桃太郎空港の老朽化対策 多くの方に利用され、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路や航空灯火等の施設の老朽化対策に必要な予算を継続的に確保すること。</p>	国土交通省 財務省 出入国在留管理庁 厚生労働省 農林水産省	県民生活部
	<p><b>24 森林整備法人に対する支援の充実</b></p> <p>森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 地方財政措置の拡充 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。</p> <p>(2) 森林整備補助制度の拡充 森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。</p>	林野庁	農林水産部
	<p><b>25 酪農経営安定に係る支援</b></p> <p>国際情勢に起因した粗飼料や資材等の価格高騰により、全国的に酪農家の離農が加速していることから、持続的な酪農経営が保たれるよう、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 牛乳・乳製品消費拡大の一層の推進</p> <p>(2) 粗飼料価格高騰に対する支援の拡充</p>	農林水産省	農林水産部
一部新	<p><b>26 家畜伝染病防疫体制の充実・強化</b></p> <p>(1) 国における防疫資材備蓄の強化 家畜伝染病発生時に発生県で備蓄する防疫措置に必要な密閉容器等が不足する場合には、国において迅速に供給できる体制を強化すること。</p> <p><b>新</b> (2) 防疫対応における家畜所有者の負担 大規模農場における防疫対応について、家畜所有者が行う取組を特定家畜伝染病防疫指針に明記するとともに、県が実施した防疫措置に係る経費について応分の負担を家畜所有者に求めること。</p> <p><b>新</b> (3) 国の職員派遣の強化 高病原性鳥インフルエンザなどの発生時、民間事業者の協力が得られるまでの間は、県・市町村などの職員で対応するが、十分な人員確保が困難であるため、国の職員派遣を相当数増やすこと。</p>	農林水産省	農林水産部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
新規	<p><b>27 カキ養殖における安定生産の確保</b></p> <p>本県をはじめ、瀬戸内海におけるカキ養殖について、将来にわたって安定的な生産が行われるよう、国において必要となる予算を確保し、次の事項について主体的かつ積極的に取り組むこと。</p> <p>(1) 養殖カキの安定生産に向けたへい死の原因究明と漁場環境等のモニタリング体制の整備</p> <p>(2) 高水温など気候変動に対応するためのカキ養殖技術の確立</p>	水産庁	農林水産部
一部新	<p><b>28 社会資本整備の推進</b></p> <p>県民の生命・財産・暮らしを守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川、道路や港湾、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を十分に確保し、その推進を図ること。</p> <p>さらに、地方自治体の財政負担を軽減し、効果的に長寿命化対策を行えるよう、起債制度を継続すること。</p> <p>(1) 集中豪雨や大型台風への備え、水害を防止するための河川整備</p> <p>(2) 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備</p> <p>(3) 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備</p> <p>(4) 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための航路や泊地の浚渫などの港湾整備</p> <p>(5) 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援</p> <p>(6) 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための上下水道の整備</p> <p>(7) 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守るためのため池、防災施設の整備</p> <p>(8) 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備</p> <p><b>新</b>(9) 森林吸収源の機能強化及び花粉発生源対策の推進のための間伐や再造林などの森林整備</p> <p>(10) 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備</p> <p>(11) 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備</p> <p>(12) 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進</p> <p><b>新</b>(13) 公共施設等適正管理推進事業債の継続</p>	内閣官房 内閣府 総務省 財務省 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省	農林水産部 土木部

# 安心で豊かさが実感できる地域の創造

新・経別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p><b>29 医療提供体制の充実</b></p> <p><b>新</b>(1) 医療機関の経営安定化に向けた支援の強化            保険医療機関は、公定価格である診療報酬によって運営されており、物価や人件費の上昇の影響を価格転嫁できないことから、引き続き、診療報酬改定や補助制度の充実などにより、医療機関の経営安定化に向けた支援を強化すること。            特に、大学病院や、医療計画に定める5疾病6事業等において拠点的な役割を担う医療機関に対し、地域の医療提供体制において担っている役割に応じて、必要な支援を行うこと。            また、医療DXの推進にあたっては、医療機関に過度な負担がかかることのないよう、システム導入や運用に係るコスト等について必要な支援を行うこと。</p> <p><b>新</b>(2) 新たな地域医療構想への対応            新たな地域医療構想は、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図るものとなることから、都道府県の財政負担軽減に配慮しつつ、地域医療介護総合確保基金の対象事業を拡充すること。            また、新たな地域医療構想が策定されるまでの期間も、医療機関の施設・設備整備や病床の再編に切れ目なく取り組むことができるよう、基金による財政支援について、空白期間が生じないように配慮すること。            さらに、新たな地域医療構想の策定にあたって、地域における協議が十分になされるよう、都道府県の求めに応じ必要なデータの早期提供を行うなど、きめ細かな支援を行うこと。</p> <p>(3) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定            令和9(2027)年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、医師が一定以上集積している首都圏において真に効果が発揮できる合理的な制度にすること。            また、シーリング制度自体の是非も含めた不断の見直しを行うとともに、シーリング案の検討過程で地域の医療現場の多様な意見を十分に反映する機会を設けること。</p> <p>(4) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定            臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、地域医療の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。</p> <p>(5) 医療施設等運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）の拡充            へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっているが、へき地診療所へ医師派遣を行っている地域の病院に対して派遣を行った場合も対象となるよう制度を拡充すること。</p>	厚生労働省	保健医療部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p><b>30 高齢者・障害者支援対策の推進</b></p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた支援の強化  地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業運営のインセンティブを高めるなどの抜本的な対策を講じること。  なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。</p> <p><b>新</b>(2) 障害福祉施策の充実  障害福祉サービスを維持・向上するため、中山間地域においても利用者に応じた適切な障害福祉サービスを受けることができるよう、地域の実情に応じた支援策を講じること。  また、強度行動障害を有する児者を地域全体で支える支援体制の構築を一層推進するため、報酬体系、支援人材育成、地域における支援体制整備を総合的に推進する制度のさらなる充実を図ること。</p>	厚生労働省	子ども・福祉部
	<p><b>31 福祉・介護人材の確保</b></p> <p>福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等により、一層の処遇改善策を講じること。  特に、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。</p>	厚生労働省	子ども・福祉部
	<p><b>32 子宮頸がん予防</b></p> <p>子宮頸がんの予防については、HPVワクチンの接種と若い世代のがん検診の受診の促進をあわせて行うことが効果的である。</p> <p>8年間以上に及ぶHPVワクチン接種の積極的勧奨の中断により、今なお接種率が低迷しており、他の定期接種の水準に及んでいない状況にあることから、国においては、ワクチンに関する正しい知識についてより積極的に情報提供を行い、ワクチンに関する正確な情報を対象者に確実に届けること。</p> <p>あわせて、より若い年齢で接種を行えるよう、定期接種の対象年齢を、ワクチンの製造販売承認の対象年齢に合わせ、9歳に引き下げること。</p> <p>また、HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであることから、男性に対する定期接種についても速やかに検討を進め、結論を出すこと。</p> <p>加えて、ワクチン接種だけではすべての子宮頸がんを予防できないことから、がんの早期発見・早期治療につながるよう、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた情報提供を充実させること。</p>	厚生労働省	保健医療部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>33 受動喫煙防止対策の強化</b></p> <p>望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2(2020)年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)に関して、その内容について一層の理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図るとともに、必要な財源確保を行うこと。</p> <p>また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、5年間の調査と分析を踏まえて、経過措置期間の撤廃に向けた必要な措置を講ずること。</p>	厚生労働省	保健医療部
	<p><b>34 ハンセン病問題対策の推進</b></p> <p>ハンセン病患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。</p> <p>また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。</p>	厚生労働省	保健医療部
一部新	<p><b>35 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進</b></p> <p>(1) 養育費確保に向けた仕組みの構築</p> <p>離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠である。</p> <p>令和6(2024)年5月の民法改正により、法定養育費制度の導入等がなされたところであるが、離婚時における養育費の取決めの義務化や取り決めた内容の履行を確保するための制度導入など、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。</p> <p>(2) 児童虐待防止に向けた体制強化</p> <p>① 児童福祉司スーパーバイザーの配置標準の見直し</p> <p>児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加していることから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財政措置を講ずること。</p> <p>② 児童福祉司の配置標準の見直し</p> <p>児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの担当ケース数が、適正な業務量となるよう配置標準を見直すとともに、市町村の体制強化のため、市町村支援児童福祉司の配置標準を少なくとも各児童相談所に1人以上にすることとし、それぞれ必要な財政措置を講ずること。</p>	こども家庭庁 法務省 厚生労働省	子ども・福祉部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>併せて、施設に入所するなど社会的養護の下で暮らす子ども等の自立及び親子関係の再構築への支援を進めるため、新たに、それぞれの支援に係る専任の児童福祉司を各児童相談所に1人以上配置するとともに、里子・里親への支援の充実を図るため、里親養育支援児童福祉司の配置標準を各児童相談所に2人以上にすることとし、それぞれ必要な財政措置を講じること。</p> <p>(3) 里親等委託の推進</p> <p>① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。</p> <p>② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。</p> <p>③ 地域における里親等への支援の充実を図るため、令和5(2023)年度まで行われていた、児童養護施設等への里親支援専門相談員の新たな配置に伴う財政措置について、再開すること。</p> <p>(4) 児童養護施設等の機能強化</p> <p>① 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業(ショートステイ)の利用実績も含めること。</p> <p>② 被虐待経験に加えて発達障害や軽度知的障害のある児童の個別支援を担う、児童養護施設における専任職員の配置加算を創設すること。</p> <p>③ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。</p> <p><b>新</b>(5) 中山間地域等における障害児通所支援等の確保</p> <p>障害児通所支援など障害児を支援するサービスについて、中山間地域など効率的な運営が困難な地域においても、発達障害のある子どもが適切なサービスを受けることができるよう対策を講じること。</p> <p><b>新</b>(6) レスパイトケアなど医療的ケア児等を介護する家族への支援の充実</p> <p>医療的ケア児及び重症心身障害児等を介護する家族のレスパイトケアの充実につながるよう、短期入所サービスの報酬単価を引き上げること。</p>		
	<p><b>36 消防学校施設等の整備に係る財源確保</b></p> <p>国の定める基準に基づき整備される消防学校の施設及び設備等について、消防職団員に対し、時代に即した実践的な教育・訓練を適切に切れ目なく提供できるよう、訓練用の施設、車両資機材等の設備整備、更新等に係る経費について、消防防災施設等整備費補助金へのメニュー追加や新たな補助制度の創設又は緊急防災・減災事業債等の起債対象事業とする等、必要な財源措置を行うこと。</p>	<p>総務省 消防庁</p>	<p>知事直轄</p>

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>37 治水及び高潮・津波対策事業の推進</b></p> <p>気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、治水対策や高潮・津波対策が着実に推進できるよう、物価高騰等の影響を反映した十分な予算を継続的・安定的に確保すること。</p> <p>(1) 直轄管理区間の改修等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旭川ダム再生事業の推進</li> <li>・高潮対策事業等の推進</li> <li>・適切な維持管理の実施</li> </ul> <p>(2) 流域治水の推進</p> <p>(3) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保</p>	国土交通省	土木部
	<p><b>38 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進</b></p> <p>県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元(2019)年9月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を、ハード及びソフト両面から着実に実施できるよう、十分な予算を継続的・安定的に確保すること。</p>	国土交通省	土木部
一部新	<p><b>39 空き家対策の推進</b></p> <p><b>一部新</b>(1) 空き家の活用の促進</p> <p>空き家対策総合支援事業において、活用に係る期間(10年)の条件を緩和するとともに、空家等活用促進区域内での補助率を引き上げること。</p> <p>(2) 市町村の空き家対策に係るマンパワー不足・専門的知識不足の解消</p> <p>空き家対策総合支援事業において、空家等管理活用支援法人に対する補助に係る対象期間の制限(3年)及び事業費の上限を完全に撤廃すること。</p>	国土交通省	土木部
一部新	<p><b>40 岡南飛行場の施設整備の推進</b></p> <p>岡南飛行場について、航空業界の課題である操縦士の養成のほか、公用ヘリコプターの基地など幅広い用途に活用されており、中四国唯一の小型航空機の拠点空港としての役割を果たしていることを踏まえ、将来にわたる空港機能の維持や安全性の向上のために実施する滑走路、滑走路端安全区域(R E S A)、航空灯火(LED化)等の施設整備について、空港整備補助事業の対象とすること。</p> <p><b>一部新</b> また、公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の事業期間を延長するとともにその対象とすること。</p>	総務省 国土交通省	県民生活部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>41 警察基盤の整備充実</b></p> <p>(1) スマートフォン解析用資機材の整備充実 悪質・巧妙化するサイバー事案等に的確に対応するため、スマートフォン解析用資機材の整備充実を図ること。</p> <p>(2) 地方警察官の増員 県民が身近に不安を感じる事件等に迅速・的確に対応し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、地方警察官を増員すること。</p> <p>(3) 装備資機材の整備充実 現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両、防弾帽、小型無人機等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。</p> <p>(4) 交通安全施設等の整備充実 安全で円滑な交通環境を実現するため、信号機の更新や道路標識・標示の適切な維持管理、信号灯器のLED化等に必要予算を確保すること。</p>	警察庁	警察本部
一部新	<p><b>42 デジタル社会の推進</b></p> <p>(1) 自治体のDX推進に対する支援</p> <p>① 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が改定され、令和8(2026)年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」について、国において積極的に支援することが明確化されたことを踏まえ、自治体の状況をしっかりと把握したうえで、必要となる移行経費について、最後まで確実な支援を行うこと。 また、標準化移行に伴う、クラウド利用料及び関連する費用を含むシステム運用経費についても移行前と比べ自治体の負担が増加していることから、十分な財政支援を行うこと。</p> <p>② 自治体のDX推進のためには、専門的知見から補佐する人材の確保や、デジタル分野における専門知識や各種ICTツールを利用するスキルを身につけ、中核となって実務をとりまとめることができる職員の育成が必要であり、自治体を実施するこうしたデジタル人材の確保・育成の取組に対して、引き続き、より柔軟で積極的な財政支援を行うこと。</p> <p><b>新</b> ③ 国において現在取組が進められている「ガバメントA I」の地方自治体への展開に際しては、地方の実態や意見を十分に聴取し、機能の充実を図るとともに、費用・導入方法等について自治体の負担が過度とならないよう十分な財政支援・技術支援を行うこと。</p> <p>(2) デジタル基盤の整備等</p> <p>① デジタル社会の実現にあたり、全ての県民が必要な情報やサービスを得られるよう、過疎地や離島等の条件不利地域における光ファイバ等の通信環境の整備について、支援の拡充を行うこと。</p>	デジタル庁 総務省	総務部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>② 公設の光ファイバ等の通信施設の民間への移行が円滑に進むよう、移行に向けて自治体を実施する公設設備の高度化に対する支援制度の充実を図ること。また、公設による維持が必要となる地域については、運営や機能向上のための設備投資等に対して必要な支援を検討すること。</p>		
	<p><b>43 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保</b></p> <p>(1) 地域公共交通の維持・確保  交通事業者に対する広域的・基幹的なバス路線をはじめとする運行費等への補助や、市町村が行う地域の実情・ニーズに応じた公共交通体系の構築に向けた取組に対し、必要な予算の確保及び財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(2) 離島航路の維持  利用者の減少や燃料価格の高騰等による収支の悪化等が進んでいるため、離島航路の運営費等について、現在、国庫補助対象となっていない航路を含め、財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等  「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕費及び車両検査費に対する支援を拡充すること。  特に、井原鉄道は、令和5(2023)年度から耐震補強に取り組んでいるところであり、高架橋等が多いことなども踏まえ、財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(4) J R 在来線の維持・確保  J R 在来線は、地域の基幹的・広域的な公共交通であることから、鉄道ネットワーク全体の維持・確保に積極的に関与すること。  また、J R 在来線の利用促進に向けた、県及び沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。</p> <p>(5) 高齢化社会への対応  鉄道駅及びタクシー車両等のバリアフリー化促進のため、必要な予算を確保すること。  また、交通事業者が行う運転免許証返納者等に対する運賃割引への対応に対し、必要な財政支援を講じること。</p>	<p>総務省 国土交通省</p>	<p>県民生活部</p>
	<p><b>44 中山間・離島地域等の振興</b></p> <p>(1) 中山間地域等の振興  過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、地域の実情に応じた支援を継続的に行うこと。  また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額を確保すること。</p> <p>(2) 離島振興対策の推進  豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算を確保すること。</p>	<p>内閣官房 内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省</p>	<p>県民生活部</p>

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>45 消費生活相談体制等の充実・強化</b></p> <p>消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金については、令和8(2026)年度から新たな枠組みにより継続されているが、今後も地方消費者行政を安定的に推進させるため、恒久的な財源措置を行うこと。</p> <p>また、支援メニューの内容や活用条件、補助率、上限額等については不断の見直しを行い、地方自治体それぞれの状況に対応した、活用しやすい制度に改善を図ること。</p>	消費者庁	県民生活部
	<p><b>46 電源三法交付金の交付延長等</b></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠センター」という。）のウラン濃縮施設における研究終了後も、核燃料物質や放射性廃棄物が保管されている限り、地元住民や県民の理解を深める必要があることから、引き続き、広報、地域振興等に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。</p> <p>放射線監視等交付金については、人形峠センターにおける事業の特殊性を踏まえた適切な監視測定が継続できるよう、引き続き、十分な額を交付すること。</p>	文部科学省 環境省	県民生活部 環境文化部 産業労働部
	<p><b>47 地域スポーツ体制の整備</b></p> <p>将来にわたり地域スポーツを支えることができる体制を整備するため、総合型地域スポーツクラブが持続的に活動できる仕組みを国が率先して構築するとともに、登録・認証制度に係る支援策等を講じること。</p>	文部科学省	環境文化部
	<p><b>48 電気自動車等の普及促進</b></p> <p>電気自動車（EV）や、航続距離が長く電欠の心配がないプラグインハイブリッド車（PHEV）のさらなる普及に向け、車両や充電設備の導入に対する支援制度を充実させるほか、EV・PHEVを利用することの新たなメリットを創出する等の実効的な取組を進めること。また、戸建て住宅、マンション等への充電設備の設置促進につながる支援策を講じること。特に、既築マンションへの支援を強化すること。</p>	経済産業省 国土交通省 環境省	環境文化部
	<p><b>49 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し</b></p> <p>瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性の海域と同等の事業活動環境とすること。</p>	環境省	環境文化部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>50 海ごみ対策の推進</b></p> <p>(1) 海ごみ回収・処理のルールづくり 漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。</p> <p>(2) 海ごみ対策への財源確保 海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、普及啓発事業を引き続き補助対象とするなど、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。</p> <p>(3) 河川等におけるごみの回収・処理を支援する制度の創設 プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、発生抑制並びに河川や用水路等におけるごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。</p>	環境省	環境文化部
	<p><b>51 児島湖及び周辺的环境保全対策の推進</b></p> <p>(1) 児島湖浄化対策の推進 児島湖を浄化するため、国においても、各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど積極的に取り組むこと。</p> <p>(2) 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進</p> <p>① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>② 合併処理浄化槽の整備に係る助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充を図ること。</p>	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部 土木部
	<p><b>52 フロン排出抑制対策の推進</b></p> <p>フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。</p> <p>(1) 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「規制対象機器」という。）の届出制度の創設</p> <p>(2) 規制対象機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設</p>	経済産業省 環境省	環境文化部
	<p><b>53 廃棄物の適正処理</b></p> <p>(1) 循環型社会形成推進交付金等に係る予算措置</p> <p>① 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金等について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。</p> <p>② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に促進できるよう助成制度のさらなる拡充を図ること。</p> <p>(2) 再生資源物に対する新たな法整備 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、屋外保管及び処分に関する基準を設けるなど新たな法整備を行うこと。</p>	内閣府 経済産業省 環境省	環境文化部

新・継別	令和9年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p><b>54 ヒアリ等特定外来生物対策の推進</b></p> <p>(1) ヒアリ等の対策の推進</p> <p>① 特定外来生物のヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ等の侵入防止に向け、関係省庁の連携により、水際での立入検査を含む徹底防除、拡散防止のための定期的なモニタリング調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、国の責務において主体的かつ積極的にこれを実施すること。</p> <p>② 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ等の定着国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強くこれを要請すること。</p> <p>③ 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う仕組みを整備すること。</p> <p>(2) 外来生物法の改正に伴い都道府県が行う防除対策への支援 国内定着が確認された特定外来生物の防除のために都道府県が負担する費用については、国において十分な予算措置を講じた上で、地域の実情に応じた取組ができるよう、柔軟な財政支援を実施すること。</p>	農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部
一部新	<p><b>55 鳥獣被害防止対策等の充実・強化</b></p> <p>鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に対する十分な予算確保</p> <p>(2) 捕獲鳥獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進及び財政支援</p> <p><b>新</b>(3) 有害鳥獣捕獲の担い手となる銃猟狩猟者の確保・育成に対する財政支援</p>	農林水産省	農林水産部
	<p><b>56 花粉発生源対策の推進</b></p> <p>花粉症は、国民の約4割が罹患し、社会的・経済的に大きな影響を生じていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策のさらなる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 国の花粉発生源対策の対象にヒノキを追加</p> <p>(2) 無花粉苗木・少花粉苗木での植替えへのさらなる高率の補助</p> <p>(3) 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の早期開発と実用化</p>	林野庁	農林水産部
新規	<p><b>57 林野火災跡地の早期復旧</b></p> <p>林野火災跡地で発生が懸念される土砂流出等から県民の生命・財産を守るため、早期の復旧及び森林機能の回復に必要な治山事業の継続的な予算の確保を図ること。</p>	農林水産省 林野庁	農林水産部



	44 電源三法交付金の交付延長等 45 地域スポーツ体制の整備 46 電気自動車の普及促進 48 海ごみ対策の推進 49 児島湖及び周辺環境保全対策の推進 51 廃棄物の適正処理 52 ヒアリ等特定外来生物対策の推進 53 鳥獣被害防止対策等の充実・強化 54 花粉発生源対策の推進	継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続 継続
<b>【未措置】 7 事項 (13%)</b>	2 安全に産み、安心して育てるための医療体制の充実 10 医療施設の耐震化などの促進 14 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の充実 34 消防学校施設等の整備に係る財源確保 38 岡南飛行場の施設整備の推進 47 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し 50 フロン排出抑制対策の推進	継続 継続 継続  継続 継続 継続 継続
<b>54 事項</b>		

※ **【一部措置】** の区分について

- ・制度に関する提案のうち「要求水準を満たさないものの何らかの対応があったもの」、予算に関する提案のうち「国全体では予算措置がされたものの県への配分額が未定なもの」など、一部の措置があった提案事項を **【一部措置】** としている。
- ・また、一つの提案事項の中に複数の項目があるものについて、そのうち一部の項目についてのみ何らかの措置があったものについても **【一部措置】** に区分している。